

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公表番号】特表2015-502435(P2015-502435A)

【公表日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-005

【出願番号】特願2014-546482(P2014-546482)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	5/548	(2006.01)
C 08 K	5/31	(2006.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
C 08 K	3/22	(2006.01)
C 08 K	3/34	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 K	5/548	
C 08 K	5/31	
C 08 L	7/00	
C 08 K	3/00	
C 08 K	3/22	
C 08 K	3/34	
B 60 C	1/00	A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年12月8日(2015.12.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0007】

かくして、シリカおよびカップリング剤として特定のブロックトメルカプトシランを含有する組成物における、これらの無視し得る量の、実際には存在することもない、グアニジン誘導体および酸化亜鉛の組合せは、驚くべきことに、脱ブロッキング剤の存在を必要とすることなしに、またこの組成物の諸特性における低下を伴うことなしに、該カップリング剤が反応することを可能とする。

従って、本発明の主題のひとつはゴム組成物にあり、該ゴム組成物は、少なくとも1種のジエンエラストマー、強化フィラーとして1種の無機フィラーおよび以下の一般式(I)に相当する1種のブロックトメルカプトシランをベースとするゴム組成物であって、亜鉛を含まず、あるいはエラストマー100部当たりの部、phr、で表して0.5phr未満の亜鉛を含み、かつグアニジン誘導体を含まず、あるいは0.5phrまたはそれ未満のグアニジン誘導体を含む：

$$(R^2O)_a R^1_{(3-a)} Si - Z - S - C (= O) - A \quad (I)$$

ここで、

・同一または異なる複数存在する記号R¹は、各々1~18個の炭素原子を持つ直鎖または分岐アルキル基、シクロアルキル基またはアリール基から選択される一価の炭化水素

基を表し、

- 同一または異なる複数存在する記号R²は、各々水素原子または1~18個の炭素原子を持つ直鎖または分岐アルキル基、シクロアルキル基またはアリール基から選択される一価の炭化水素基を表し、
- 記号Aは水素原子または1~18個の炭素原子を持つ直鎖または分岐アルキル基、シクロアルキル基またはアリール基および2~8個の炭素原子を持つ直鎖または分岐アルコキシアルキル基から選択される一価の炭化水素基を表し、
- 記号Zは1~18個の炭素原子を含む二価の結合基を表し、
- aは1, 2または3に等しい整数である。

本発明の更なる趣旨は、このような組成物を含む完成または半-完成物品、とりわけタイヤトレッドにある。

本発明のもう一つの趣旨は、少なくとも1種の、上記組成物を含むタイヤまたは半-完成製品である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

II. 発明の詳しい説明

従って、本発明の組成物は少なくとも1種のジエンエラストマー、強化フィラーとしての1種の無機フィラーおよび上記一般式(I)に対応する1種のブロックメルカプトシランをベースとする組成物であって、亜鉛を含まず、またはエラストマー100部当たりの部、phr、で表された量として、0.5phr未満の亜鉛を含み、かつグアニジン誘導体を含まず、あるいは0.5phr(phr=質量基準で、エラストマー100部当たりの部)またはそれ未満のグアニジン誘導体を含む。

上記表現「...を主成分とする組成物」とは、本特許出願においては、使用する様々な成分の混合物および/または反応生成物を含み、これら基本の成分の幾つか(例えば、上記カップリング剤)が、該組成物の様々な製造段階中に、特にその加硫(硬化)中に、少なくとも部分的に相互に反応できあるいは相互に反応するものと予定されている組成物を意味するものと理解すべきである。

本説明において、特に明確に指摘されない限り、示される全ての百分率(%)は、質量%である。